

亀山市公告第53号

亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀山市条例第185号。以下「条例」という。）第2条の規定により、亀山市勤労文化会館に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和5年7月10日

亀山市長 櫻井義之

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

名称 亀山市勤労文化会館

位置 亀山市和田町1488番地115

構造 鉄筋コンクリート3階建

床面積

1階 250.67㎡

2階 250.67㎡

3階 250.67㎡

2 施設の管理の基準

指定管理者は、亀山市勤労文化会館管理業務仕様書に基づき適正に管理すること。

3 施設の管理の業務の範囲

(1) 施設（設備を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請期間

令和5年7月10日から同年8月10日まで（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 公募要領及び応募書類の配布期間等

(1) 配布期間

令和5年7月10日から同年8月10日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

三重県亀山市本丸町577番地

亀山市産業環境部商工観光課商工業振興グループ

(3) 配布方法

直接配布又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。